

令和2年第3回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和2年11月17日

開会 午前11時

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第17号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第17号

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号）、常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）及び常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月17日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の130」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の130」を「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」に改める。

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の170」を「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」に改める。

第4条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に、「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「額」に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の130」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加える。

第6条 常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の新旧対照表

(第1条関係) 令和2年度内容

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____ <u>100分の130</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u> _____」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

(第2条関係) 令和3年度内容

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u> _____」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表

(第3条関係) 令和2年度内容

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

(第4条関係) 令和3年度内容

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165</u>」とする。</p>

常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の新旧対照表
(第5条関係) 令和2年度内容

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、組合規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>6</u>月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、組合規則で定める方法により月額に換算した額）に_____100分の130_____を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>

(第6条関係) 令和3年度内容

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、組合規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>100</u>分の127.5_____を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、組合規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>6</u>月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>

提 案 理 由

議案第17号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づき、当組合の一般職員、任期付職員及び会計年度任用職員の給与を定める各条例についても、所要の措置を講じ、給与制度の適正化を図るものです。

改正内容は、期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げるもので、令和2年度は12月期の支給月数を0.05月分引き下げ、令和3年度は6月期と12月期の支給月数をそれぞれ0.025月分引き下げるものです。

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、令和3年度の改正内容は令和3年4月1日から施行するものです。